

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和5年4月13日（木） 15:05
小倉北区役所 6階 教育委員会会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第1号「北九州市清水小学校のグラウンド利用に関する陳情書について」
(施設課長)

(2) その他報告

その他報告①「令和5年3月北九州市議会定例会の概要について」
(総務課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 令和5年4月13日（木）
- 2 開催時間 15:05～16:00
- 3 開催場所 小倉北区役所 6階 教育委員会会議室
- 4 出席者 (教育長) 田島 裕美
(教育委員) シェルマ 直美、大坪 靖直、竹本 真実、津田 恵次郎
- 5 事務局職員
- | | |
|-------------|--------|
| 教育次長 | 高橋 秀樹 |
| 中央図書館長 | 柴田 憲志 |
| 総務部長 | 小杉 繁樹 |
| 教職員部長 | 澤村 宏志 |
| 学校支援部長 | 倉光 清次郎 |
| 学校教育部長 | 高松 淳子 |
| 特別支援担当部長 | 竹永 正則 |
| 次世代教育推進部長 | 丹羽 雅也 |
| 中央図書館副館長 | 金子 二康 |
| 総務課長 | 久保 慶司 |
| 企画調整課長 | 栗原 健太郎 |
| 教職員課長 | 藤井 創一 |
| 教育センター所長 | 大石 仁美 |
| 学事課長 | 青柳 祥二 |
| 学校保健課長 | 中山 賢彦 |
| 施設課長 | 江藤 博明 |
| 指導企画課長 | 浜崎 善則 |
| 学校教育課長 | 松山 修司 |
| 生徒指導課長 | 有田 勝彦 |
| 特別支援教育課長 | 小西 友康 |
| 授業づくり支援企画課長 | 臼木 祐子 |
| 教育情報化推進課 | 赤瀬 正信 |
| 中央図書館運営企画課長 | 藤原 定男 |
| 中央図書館奉仕課長 | 綾塚 由美子 |
- 6 書 記 総務課庶務係長 桑本 清
総 務 課 中島 遥香
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(定例会)会議録 (令和5年4月13日)

1 開 会

15:05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、竹本委員とシャルマ委員を指名。

3 案 件

(1) 公開案件

議案第1号「北九州市清水小学校のグラウンド利用に関する陳情書について」

(陳情要旨を総務課長が説明)

〔陳情要旨〕

今まで通り、子供たちが安全に楽しくサッカーできるよう、清水小学校のグラウンドをリベルタの活動の場として、認めてほしい。

(陳情者による口頭陳情)

陳 情 者／表題のとおり、清水小学校のグラウンド利用に関する陳情書となる。

今回、リベルタの活動の場としていた清水小学校が、昨年11月に使用の中止が決定、この4月から使用できない状況である。現在は、大手町のグラウンドに一応変更になっているが、入ろうとしていた子が入れなくなったり、保護者による送迎が難しいといった現状がある。

実際の写真を持参した。隣で同じリーフラスが行っている野球チームとサッカーチームがともに活動しているような状況で、かなり狭い中で野球とサッカーをしている。かなり近くなので、遠くまでボールを飛ばせない。子どもたちに話を聞いても、「後ろからボールが飛んでくるのを気にしながらサッカーをしなければならない。」といった声が聞かれる。

この先も活動を続けていこうとすると、11人でやるサッカーが6対6など、サッカーの本来の形式を取れずに少ない人数でやらなければならない状況になる。

やはり子どもの安全面を考えれば、広いところでできるような状況をつくってもらえたらと思い、この度の陳情をさせていただいている。

また、リベルタの指導員の方の中には、教師の免許や、保育士、幼稚園の免許を持っている方や、救急の講習を受けている方などもいらっしやって、結構プロの方たちの集団なので、親として、子を預ける側としては、すごく安心してた。「スポーツ少年団は学校のグラウンドを使用しているが、民間はだめ」とルールを聞いた時も、はっきりと、「利益がどれぐらいあったらだめ」といった決まりはないということだったので、利益を得ているところに貸し出しはできないという理由について、例えば具体的に月謝がいくらであればというように、はっきりしていただきたい。もし利益を得ているところでも、やはり学校のグラウンドを貸してもらいたいというか、場所がないので貸していただきたいし、利益を得ている団体であれば使用料を取るなり、

何かもう少し、今のルールを変えて、子どもたちが伸び伸び活動できるようにしてほしい。

また、現在の活動の場がこのような公園なので、スポーツをしている子ども以外の小さな子どもも入ってきている。来週からはさらにもう1チーム入ってくるので、お見せした写真よりももっと、実際には4分の1ほどしか使えなくなる。スポーツをする場にしてはギュウギュウになってしまうし、実際、見ている間に何度もボールが行ったり来たりしているので、何かあってからでは遅いと思う。

今の段階で、営利目的はだめだと言うだけではなく、だったら、どうしたら使えるようになるかを考えていただきたい。他のチームの中には今も運動場を使っているスクールもあるそうだ。急に場所を変更するように言われてすぐに変えたところもあれば、そうではないところもあるようなので、もう少しの間運動場を使えるような方法を、検討していただければと思う。

(処理方針説明)

事務局としての方針を施設課長が説明。

大坪委員／処理方針と経緯として、今回の事案のおそらく一番大切なところは、このサッカースクールを運営しているリベルタサッカースクールというものが営利活動を行っていたのかどうかについてだと思う。

処理方針と経緯のところでは、面接を行っていて、会社の売り上げ等に計上していたという簡単な説明はあったが、ここをもう一度、もう少し詳しくはっきりと、「こういう内容とか活動特性を持っているので営利活動に相当する」というところを教えてください。

施設課長／営利活動とは何かというと、株式会社というのはもともと、営利を目的としてつくられたものである。例えば株式会社が社会貢献など、ボランティアでやるということであればいいのだが、今回ヒアリングをしてみると、その会費を企業の売り上げに計上して、利益を上げようという目的で使っていた。

学校施設というのは、学校教育を行うために設置された施設である。今回、当該株式会社は、目的外使用許可申請を行い、許可を受けているということ。そうすると、目的外使用許可については、「北九州市公有財産管理規則」の中で、許可できる場合というものが示されている。

1つが、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。それから、市の事務及び事業の執行上使用させることが妥当であると認めるとき。それから、災害等により緊急に使用させる必要があるとき、などがこれに当たる。

また、文化庁が2021年に発出した「学校施設開放の方針」の中で、運用上のルールを定めているが、利用者の設定の項において「営利を目的とした活動には、学校施設の利用を認めるべきではないと考えられる」と記載されている。

以上のことから、現時点で、営利目的で学校施設を使用させるというのは適当でないと考えている。

大坪委員／重ねての確認だが、リベルタサッカースクールの方たちと面談をして、ご本人たちは営利目的でこの事業を行っているということ、そういう認識はあったのか。

施設課長／営利目的であるという認識はあった。

津田委員／今、営利目的というような言葉が出たが、営利目的の判断基準について、何かもう少し詳しい説明があればお願いしたい。

施設課長／今回のリベルタだが、営利目的か否かというところで判断が非常に困るのは、例えば個人の方がやっていて、皆さんから集める会費が高いのか安いのか、それが利益を上げているのか上げていないのか、これが非常に難しい判断基準になるのだが、今回の場合は株式会社、つまり営利を目的とした団体が、自分たちの利潤を上げる、利益を出すために学校施設を使っていた。

その中身としては、皆さんから集めた会費を企業の売り上げに計上している。例えばこのように利益が上がるということになると、株式会社なので、株主への配当なども出てくるわけである。

そういう点からして、今回のこのケースは、営利を目的とした活動と認められるということである。

津田委員／営利目的の考え方ということで、今回、やはり現行の学校施設を借りる時の規定について、どう考えているかというのが大事なことだと思うが、他の自治体等で、営利目的で学校施設を利用しているなど、他の地域の状況について、何か説明できるようなことがあればお願いしたい。

施設課長／文部科学省に確認したところ、全国的には、北海道の更別村というところで、営利を目的とする場合には、3倍の使用料を取っているといったような事例があるようだ。しかし、その更別町に私どもが確認したところ、学校施設を営利目的で使用した事例はないということだった。

また、全政令市に照会を行ったところ、目的外使用における営利目的での使用について、学校施設での利用を認める規定を設けている自治体はなかった。

津田委員／学校という施設と、営利に対する考え方と、その上で、やはり非常に大きな問題なのは、虚偽の申請をされているということだと思うが、その虚偽の申請に対する考え方について、現場はどういうふうに考えているのか。

施設課長／虚偽の申請だが、ヒアリングの場で、その辺りについても相手に確認をしたところである。株式会社からは、「申し訳なかった。これは虚偽の申請と言われても仕方がない」ということであった。

具体的には先ほど申し上げたとおりだが、相手方も虚偽の申請ということを確認したということである。

津田委員／運営側は非を十分認めていると理解してよろしいか。

施設課長／そのとおりである。

竹本委員／今の皆さんの質問などと重複する部分もあるが、先ほど陳情者の方が、「使用料を取るなどのルール変更も今後必要なのではないか」と発言されていた。

そういった、現行の運用上のルールというものを今すぐ何か改定して対処するなどということは、難しい、できない、という判断ということではよろしいか。

施設課長／学校事務提要进行を改正して、営利活動を認めたらよいではないかというところもあるかと思うのだが、営利を目的とする活動を認めた場合に、他の公共施設との整合性をどうするのか、また、国や他都市の動向などを整理する課題があるため、直ちに改正をするということはなかなか難しいのではないかと思う。

竹本委員／陳情者の方も、やはり子どもに、我々もそうであるが、子どもたちにその躰寄せがいくというのが一番辛いと考えているのではないかと思う。

保護者としても、やはり広くて安全なところで、送迎の状況や指導者なども含めて、安心できることからリベルタさんを選んでいくという、そういう状況というのはとて

もよく分かるけれども、ルールをきちんと守った上でということは、我々大人が子どもたちに示していかななくてはいけない大切なことだと思う。目の前で陳情者の方のお話を聞くとすごく気持ちは分かるが、教育委員会も移転先を探す猶予期間を認めているなど、そういった処置をとるということで、いろいろ関わっている方々にも、前向きに納得していただけたらと思う。

シャルマ委員／サッカーに限らず、子どもたちのこういうスポーツ活動については、運動技能の向上に留まらず、健全育成、それから生涯の健康生活を支える非常に重要なものだと思う。

たくさんの場所があって、通いやすいところがあるならば、本当にたくさんの親御さんが通わせたいと思うし、子どもたちも活動したいと思うだろう。そういう中で、教育委員会として精一杯の対応をするということは重要なことである。陳情者の方のおっしゃっていることも、本当に同感するところである。

一方で、残念ながら今回、虚偽の申請らしきものがあつたとのこと。それで、地方自治法第238条の4第9号及び学校事務提要の規定により、使用の中止又は許可の取り消しを行う事由に該当するという、この事態が起きている。

それで、陳情者の方のお話で、同じような条件なのに使われている学校がある、というように私は受け止めたのだが、そういう学校が、実際にあるのだろうか。

施設課長／リベルタサッカースクールだが、5つの小学校でサッカースクールを行っていた。

3つの小学校では次の場所を探ことができ、移転先でサッカースクールをするということになっている。しかしながら、足原小学校、それから一枝小学校については、どうしても次の場所が見つからないということで、4月もそれぞれの学校でスクールを継続しているという状況である。

シャルマ委員／なかなか次の場所が見つからないチームやグループに対して、すぐさま使用禁止とすることは、やはり子どもたちのことを考えると、そう簡単に言うことはできないかとは思いますが、一方で、先ほど竹本委員の話にもあつたように、「ルールを守って」という、それを大人として見せていくということだとか、行政として公平にサービスを提供していく立場なので、一方で使えていて、一方で使えていないという不公平感は、保護者の皆さんにとっても、子どもたちにとっても、疑問に思うところがあると思う。

この不公平感がある状態に対して、今後どのようにしていくか教えてもらいたい。私としては、今すぐにとというのは難しいと思うが、この使用の中止又は許可の取り消しについて、ある程度期限や猶予期間を設けるなど、できる限り不公平感の解消に向けて取り組んでいただくほうがいいのではないかと思った次第である。

施設課長／期限に関しては、相手の株式会社を呼んで、私どももお願いをしてきた。場所がなかなか見つからない、送迎の問題等々あるが、もし送迎の手段があれば、通えるお子さんもいらっしゃる。そのため、その相手の株式会社に、送迎を出してもらおうことができないか、そういったようなことをずっと申し上げてきたところだが、なかなかいい返事をもらえていない。

代わりの場所がないところは、早急に場所を探していただく。また、送迎なども視野に入れていただいて、どこがいいのか検討していただくというのを、粘り強く、今後とも相手の会社に要望していきたいと考えている。

シャルマ委員／使用の中止又は許可の取り消しというだけではなく、子どもさんたちが続けてサッカーができるようにするために、どういった方法があればいいのかということ、リベルタさんにもお考えいただくように働きかけているということが分かった。今後ともよろしくお願ひしたい。

田島教育長／私からも同じ意見なのだが、陳情者の方のお気持ちを伺って、やはり子どもの信頼というのか、保護者からの信頼を裏切ったこの企業にこそ、本当の意味での責任があると強く思った。子どもたちに対して、何らかの形で、その償いの意味も含めて、代償行為というのか、サービスがあっても然るのではないかと思う。

子どもたちがサッカーをしたいという気持ちを、十分にこのリベルタに伝えて、何らかの形で、その子どもたちが安全で安心な環境でサッカーが続けられるように、企業としても、もっと努力をしてほしいと強く説明していただきたいと思っている。これは委員としての考えである。

学校支援部長／ご意見をいただいたように、子どもたちのことを考えながら、ただし、このような運営をされている会社については、こちらから強く申し出をして、子どもたちのスポーツをする場の確保であるとか、子どもたちのスポーツを涵養する心というのを考えていただくように指導してまいりたい。

原 案 否 決

その他報告①「令和5年3月北九州市議会定例会の概要について」

総務課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

令和5年3月北九州市議会定例会の概要について、報告するもの。

大坪委員／19ページに、テキスト生成AIについての質問があるが、この質問の趣旨が、先生たちの業務軽減にChatGPTを使えないかということなのか。

私も大学で、これがどういうふうに見えるのかと使い始めたばかりだが、今のところ見えそうだと感じているのが、学習活動とか、あるいは体育祭などのいろいろな活動で、子どもたちが自分の体験を振り返るような、自由記述形式の文章があるが、あれを実はChatGPTに入れて、「400字にまとめろ」などと言うと、見事なスピードでまとめてくれる。

そのような形で、概要を掴むのに非常に役に立つし、学級通信とか学年通信をつくれる時には、先生たちの業務時間がものすごく短くなる可能性があるなので、活かせるものには、ぜひ使っていただけたらと思う。

問題生成にも使えるのかという質問の趣旨があるが、問題生成をさせた場合、今度は子どもたちが家に帰って、その答えについての模範解答をつくれと。また、その解答を「小学校4年生風に変えろ」というふうにすると、もう普通の人間が見て分からないくらいの文章生成ができる。子どもたちに使わせるというよりも、あくまでも先生たちが業務負担の軽減のために使うという発想で、結構いろいろな使い方ができるので、ご活用いただければと思っている。

田島教育長／実は、これは3月14日の本会議の質問であり、約1ヶ月前のことになるが、私もも答弁をつくる時にChatGPTを使ってたたき台をつくったりと、実際に使えるのか、いろいろな使い方を試してみた。この一月で、国がそれこそ国会答弁でも使おうという動きもあるくらいに、国そのものが「さあどこに行くだろう」と注視するほど進化しているので、とても楽しみだが、少なくとも、我々もこの段階でいろいろと議論してきた。こういう議論をしたということ、あるいは、教育委員会でもこの一月です

いぶん検討が進み、使い方も試してみたと思うが、できれば、どなたか事例の紹介をお願いしたい。

教育情報化推進課長／使用してみたところ、見事にきれいな答弁書をつくってくれる。

議論の中で、先生方がアイデアをゼロから考える時間、この短縮にはやはり非常に有効的だという話が出た。

先ほど問題に関する話もあったが、やはり大事なものは、教員が教員の視点をしっかりと持って使うかどうか。要は、自分が子どもに対してどういう指導をしたか、その指導内容や、子どもたちの実態というものが、きちんと踏まえられたものができ上がっているかというところの吟味が必要である。

しかし、この非常に忙しい教員の業務の中で、ゼロから1を生み出す苦しみ部分をいくらかでも軽減できるというのは、やはり今後このAI というのは有効活用すべきではないかというのが、教育委員会の中で一致した考えであった。

また、現状、文科省が近々ガイドラインを出すという新聞報道もされている。文科省には教育委員会から研修生等が行っており、繋がりのある職員もいるので、そういった情報は随時入手できているのだが、基本的に文科省もこれを後ろ向きには考えていない様子である。文科省としては、やはり ICT は今後の子どもたちにとってはもう必須のツールであり、これをいかにうまく活用していくかということであって、短絡的に規制をする考えというのは、現段階ではない。

ただ、やはり検討する中で、安易に使われることがないように、学校現場のためのガイドラインを示していきたいというような話は文科省のほうでもされているという情報は持っているので、私どもも今後の動向を見ながら、学校に対しては、「こういうツールは、あえて批判的な見方も持った上で有効活用してください」というような資料を提供していくよう、進めているところである。

竹本委員／ご説明いただいたとおり、これから有効に活用していくという方向性については、私も賛成というか、ぜひお願いしたいと思っているところだが、このチャット式のAI について、保護者としては、やはり子どもたちの今の利用状況が保護者であってもなかなか捉えきれておらず、今後の利用についての、学校として何か取り決めとか対策というものを、具体的に何か考えているのであれば、いち早く伺いたいと思っている。子どもへの何か働きかけという意味で、今こういう状況、というところを少しご説明いただきたいと思う。

教育情報化推進課長／子どもに対しての指導については、今、私どものほうからアクションを起こしているということは特段ない。学校現場の認識の状況としても、まだまだ職員もそこまで、これをうまく理解している、あるいは、これを使ったことがあるという状況までには至っていない。全数調査などをしたわけではないが、一部の学校に聞き取りをした結果、中には、興味のある方や新しいもの好きな先生方は割と早くから試していて、あるいは、やはり業務でいつも苦労している先生方は、これは使えるツールであるということを使っているけれども、まず現場の認識自体がそんなに、これが子どもたちの間で浸透しているというほどの受け止めはないということ。

GIGA 端末を子どもたちに活用させているが、子どもたちが自由気ままに、フリーに使える時間というのは学校教育の中ではまだないので、家庭でこの ChatGPT を、子どもたちがどう利用しているかというところまで把握はできていないが、少なくとも、学校の授業等で、学校の教育活動の中における利用はあるかということに関して言えば、ほぼ見られない状況だ。

繰り返しになるがGIGA 端末を持って帰って家庭で使うことについては、ログ等を私たちも追うことができるが、家庭の端末やスマホでしている分については全く状況も掴めない。

社会での議論が非常に進んでいるので、学校としても、注視をしていく必要がある、認識を共有して子どもたちにも選ばせていく必要はあると考えてはいるが、現状としての印象はまだまだこれからというところ。

竹本委員／活用の方法というのは、大人であればきちんと考えを持った活用の仕方になるが、幼ければ幼いほど、ただただ便利なツールとして利用してしまうという可能性、危険性というのは大いに孕んでいると感じている。なので、もう既に学習状況には影響が出ていると考えており、やはり文科省のガイドラインなどももちろん大切だが、先手先手を打っていただきたいなど、保護者としては感じている。

ただ、さっきおっしゃったとおり、規制するとか禁止するとか、そういったことではなくて、前向きに捉えて、これから学習ツールの1つとして確実に利用するようになると思うので、それを想定した上で子どもたちへのご指導をぜひお願いしたいと思う。どうかよろしく。

田島教育長／実はこの件、校長会長の代表の方々が集まられたことがあり、先だって意見交換をしたばかりだ。校長会長会議というのは定期的に行われており、各学校のリーダーシップというの、やはりトップは校長なので、情報共有はそういった場できちんと皆さんと行い、特に問題意識というか、課題の認識は共有させていただきたいと考えている。

シャルマ委員／5ページの医療的ケア児のことについて尋ねたい。

幹部紹介をしていただいた時に、特別支援教育担当部長さんというポストが新設されたというご報告があった。

昔話みたいだが、私がスクールカウンセラーを始めた頃は、特別支援教育に関する部署は今で言う生徒指導課、当時の指導二課の中にあるような状況だった。それが、特別支援教育課が別に設置され、さらに担当部長さんまで新設された。教育委員会としての特別支援教育に対する姿勢は、非常に画期的で、さらにさらに特別支援教育に力を入れていかれるのだろうなということを感じた次第だ。

そのような中で、5ページについて質問させていただく。

この3月13日の時点では、具体的な名前が入っているが、松ヶ江北小学校ではどういうふうになるのか分からないということだった。松ヶ江北小学校も含めて、この医療的ケア児に関する特別支援学級の開設だとか、看護師の配置、タクシーの送迎、そういった現状について、簡単に結構なので、この4月からどのようになっているかを教えていただきたい。

特別支援教育課長／私から、令和5年度のスタート時点での、本市の医療的ケア児支援のスタートの状況についてご説明する。

まず、特別支援学級の設置だが、議会でも取り上げられたとおり、この度、松ヶ江北小学校に、病弱・身体虚弱特別支援学級を設置した。ここに在籍する子どもさんは、医療的ケア児ではあるが、そもそも学校教育法第22条の3には、病弱の特別学級の対象者についてまだ別途記載があり、その医療的ケア児のためだけというわけではない。病弱教育の支援が必要なお子さんがいた場合には、また個別に設置については検討するという、これまでの知的障害や自閉・情緒障害の特別支援学級の設置と同じ対応を進めてまいりたいと考えている。

また、看護師の配置だが、今年度4月の時点では、小学校3校、松ヶ江北小学校と大原小学校、井堀小学校に、看護師を1名ずつ配置している。それぞれ学級開きも無事スタートしており、子どもたちと看護師とが連携して学校生活を送っている状況である。

その方たちへの支援も今、特別支援教育課の看護師が順次学校を回っており、校長と状況確認をしているところだ。

また、特別支援学校に通う医療的ケア児の通学支援だが、これについては、昨年度の12月から2月末まで3ヶ月間、試行的な実施をしている。具体的な内容としては、スクールバスに乗車することが困難な医療的ケアのお子さんを対象に、教育委員会が特別支援学校2校に福祉タクシーを1日1台配車して、そのタクシーが子どもの自宅に出向き、学校まで送り届けるという仕組みになっている。その際、保護者が同乗せず、子どもたちの乗車中の医療的ケアの支援については、ご家庭が利用している訪問看護ステーションの看護師さんに同乗していただく。昨年度は7名の方から利用希望があったが、実質6名の方に週に1回ご利用していただいております。4月以降の6月末まではこの制度を運用継続する準備をしている。4月17日以降、引き続き実施する予定である。

津田委員／関連の質問というよりも要望だが、これまでも医療的ケア児について、看護師の確保が大変という話もあった中で、お医者さんの処置とかもしていただいて、前へ進んでいるということは、まず感謝しているところである。

その上で、今現在こういった医療的ケア児に当たっている看護師というのは、かなり意欲があって優秀な方がきっと来られていると思う。そういった人たちが、やはり長く、そういった職場で働いて、そしてステップアップしていくことが、北九州市の医療的ケア児の環境をさらに良くしていくことになるので、ぜひそういうコーディネーター、あるいは看護師が働きやすい環境づくりを、いかにしてつくっていくかということは、大きな命題だと思う。

ただ、一般論で言うと、どうしても、そういった職場に看護師1人配置というのは孤立しがちになる。なので、ぜひ孤立せず、いかに、そういう魅力ある職場になっていくか、そういったことを重々、現場の方々、あるいは教育委員会側の方々が、既に努力していただいているとは思いますが、ぜひさらに、個々の現場から要望があったということがあればぜひそれを聞いてもらい、こういった場でまた報告していただければと思っている。要望である。

報 告 終 了

4 閉 会

16:00 田島教育長が閉会を宣言